

和束町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、和束町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

和東町子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和東町子ども・子育て会議条例(平成25年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条第2項に規定する委員は、次に掲げる代表者をもって構成する。

(1) 条例第3条第2項第1号に定める者

和東町立和東保育園保護者会の代表者 2名

相楽東部広域連合立和東小学校PTAの代表者 1名

(2) 条例第3条第2項第2号に定める者

相楽東部広域連合教育委員会の代表者 1名

相楽東部広域連合立和東小学校の代表者 1名

和東町立和東保育園の代表者 1名

(3) 条例第3条第2項第3号に定める者

京都府山城南保健所の代表者 1名

相楽医師会和東町班の代表者 1名

和東町主任児童委員 2名

(4) 条例第3条第2項第4号に定める者

町長が必要に応じて選任する者 2名以内

(委員資格の喪失)

第3条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告

(3) 前条に定める者に該当しなくなったとき

(会議の招集)

第4条 会議の招集について、会長が不在のときは、条例第6条第1項に規定にかかわらず町長が招集するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。